

労働時間・休日・休暇の実務

～労働時間等について実務のポイントを詳しく解説～

(一社) 三田労働基準協会

労働時間・休日・休暇は、労働者が安心・安全に働いていく上で最も重要な労働条件の1つです。

労働時間制度は、労働基準法に定められておりますが、昭和22年施行当時からしばらくの間、週48時間労働制であったものが、段階的に週40時間制に法定労働時間が短縮され、それとともに、変形労働時間制、裁量労働制などが法律に盛り込まれ、労働時間管理がどんどん複雑になってきました。また、過重労働を抑制するための時間外労働の上限規制、年次有給休暇の5日取得義務化などが新たに設けられ、ますます労務管理が難しくなっています。

本講習会では、重要な労働条件の1つである労働時間、休日、休暇の実務について基本的なことから掘り下げた内容まで、元労働基準監督官の特定社会保険労務士が詳しく解説を行います。

記

- 1 日 時 2026年11月25日(水) 13:30~16:30 (開場・受付は13:00~)
- 2 会 場 一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター
港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル(裏面案内図参照)
- 3 講 師 田原 さえ子 氏(特定社会保険労務士、労働衛生コンサルタント、元労働基準監督官)
- 4 内 容
 - (1) 労働時間 (①労働時間になるものならないもの、②法定労働時間と所定労働時間、③兼業・副業の労働時間、④1か月単位の変形労働時間制・フレックスタイム制・裁量労働制、⑤時間外労働・上限規制、⑥管理監督者、など)
 - (2) 休日 (①法定休日と所定休日、②振替休日と代休、③所定休日労働は時間外労働、など)
 - (3) 36協定 (①協定当事者、②協定項目ごとの留意点、③特別条項付き協定、など)
 - (4) 休憩 (①一斉休憩、②休憩時間になるものならないもの、など)
 - (5) 年次有給休暇 (①付与日数・時効、②付与の要件、③取得義務化、④基準日の統一、など)
 - (6) その他
- 5 受講料 会員 5,500円 会員以外の方 7,700円 (消費税・資料代含む)
- 6 定 員 30名
- 7 申込方法等

(1) 次のメールアドレスに、roumu@mita-roukikyo.or.jp

①講習会名

②開催年月日

③貴事業場の名称及び所在地

④協会会員又は非会員の表記

⑤連絡先担当者氏名及びメールアドレス

⑥電話番号

⑦受講者の氏名、フリガナ を記載例のように記入してください。

記載例 ①労働時間休日休暇

②2026年11月25日

③(株)〇〇 港区芝〇-〇-〇

〽

11月18日(水)までにメールを送信してください。受講番号、受講者氏名等を記載したメールに適格請求書を添付のうえ返信いたします。

受講料は、11月18日(水)までに下記口座にお振込みください(振込手数料はご負担願います)。

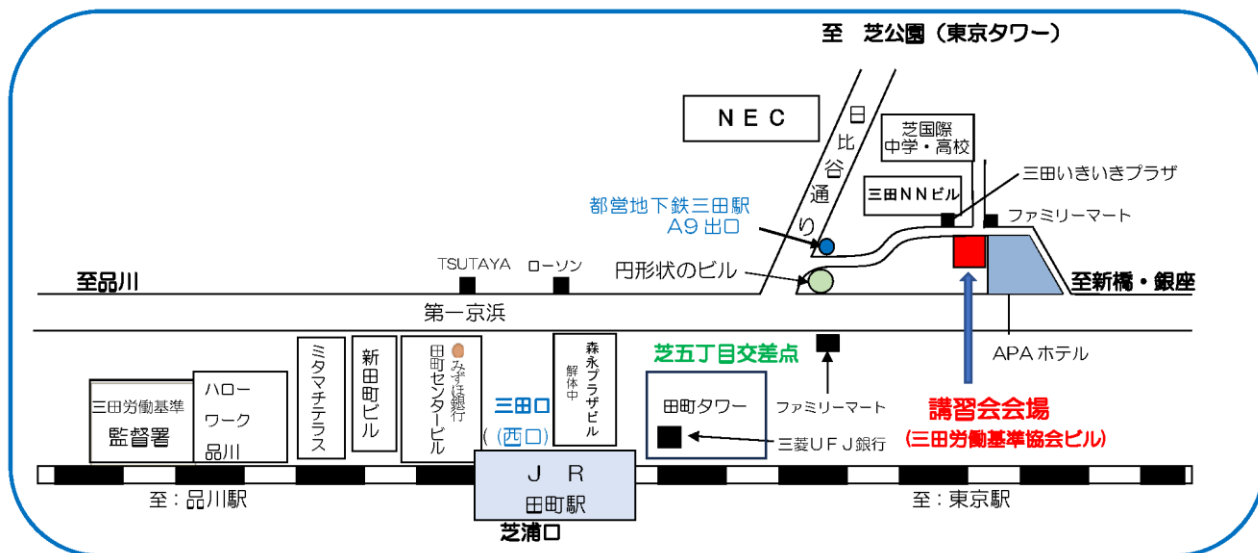
• 銀行名：三菱UFJ銀行 田町支店	• 口座番号：普通預金 0397963
• 口座名義：一般社団法人三田労働基準協会	• 名義人住所：港区芝4-4-5
◆振込人名の前に講習会月日をお付けください	
◆法人の種類(カブシキガイシャ等)は、記入せずに御社名を記入してください (例 1125 OOショウカイ・・・等 カブシキガイシャ等は不要です)	

(2) 11月18日(水)までの受講取消は受講料全額を返還いたします(振込手数料はご負担ください)。それ以降の取消は返還できませんので予めご承知おきください。
受講者は、返信メールの写しをご持参のうえ受付にご提示ください。

8 問い合わせ先 一般社団法人三田労働基準協会 港区芝4-4-5
電話：03-3451-0901 FAX：03-3451-7692
URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

*この講習は三田、品川、大田、渋谷、新宿、池袋労働基準協会の共催により開催し、幹事協会は三田労働基準協会です。

会場案内図



一般社団法人 三田労働基準協会ビル 1階研修センター
港区芝4-4-5 TEL 03-3451-0901

最寄駅 地下鉄三田駅 A9出口 徒歩1分
JR田町駅 三田(西)口 徒歩8分